

## REACH への取り組み

欧州の新化学物質規制 “Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals” (以下「REACH」という) が本年6月1日に施行されました。REACHは、欧州域内で化学物質を1トン以上/年、製造または輸入する個々の事業者に対して、一部の例外を除き、当該物質に関する安全性、用途等の情報を欧州化学品庁へ「登録」することを義務付けています。

このREACHの施行により、わが国から欧州に輸出される様々な化学物質(単一物質の他、調剤中の物質、ポリマーの構成モノマー、成形品中の一部の物質等)については「登録」が必要となり、その際の登録義務者は当該化学物質の輸入者であるとREACHで定められています。

しかし、「登録」の際に要求される情報としては、当該化学物質の物理化学性状(比重や沸点等)のみならず、所有権のあるヒト健康影響や生態毒性のデータまでも必要となる場合が多く、そのため、在欧の輸入者が自ら「登録」することは實際上極めて困難であると想定されます。

そこで、実際の登録構造としては、在欧の輸入者が登録義務者であることを認識した上で、当該物質に係るサプライチェーン上において「登録」に必要な情報が相互に伝達され、結果的にサプライチェーンの上流に位置する化学メーカーが、輸入者の義務を果たすため、欧州域内に“代理人”を指名して「登録」することが合理的な対応になると考えます。一方、REACHの対象となる既存の化学物質は約3万種類あると言われており、日本の企業として「登録」が必要となる物質がどの程度存在するのか予想はつかず、また「登録」までのプロセスは複雑かつ煩雑になることが想定されます。

このような事態に対して、石油化学工業協会は、物質が異なってもREACHに基づく「登録」までのプロセス等のKnow Howは基本的に共通であると考え、モデルケースとして汎用石油化学製品の代表製品であるエチレンとプロピレンを対象に、登録のKnow Howを習得し、これらの各メーカーが実際の登録作業まで実施するため、石化協環境委員会のもとにワーキンググループを設け、その名称を「C2C3 Task Force」として、平成19年9月から研究・検討を開始しました。

REACHへの対応ケースとしては、各社独自によるもの、関係数社による協議によるもの、業界の場を借り勉強を兼ねて対応するケース等々があり、当TFは種々想定されるケースの中の一つの取り組み事例でしかありませんが、このモデルケースで習得したKnow Howは、他の化学物質へも水平展開され、わが国石油化学産業のREACHへの対応の一助になることが期待されます。

### < C2C3TF メンバー >

議長会社：三井化学(株)

副議長会社：三菱化学(株)

委員会社：旭化成ケミカルズ(株) 出光興産(株) 昭和電工(株) 新日本石油(株)

住友化学(株) チッソ(株) 東ソー(株) 丸善石油化学(株) 以上10社

以 上

### [ご参考]

REACHの概要他(環境省)

<http://www.env.go.jp/chemi/reach/reach.html>